

MMPG 介護報酬改定レポート

発行：MMPG（メディカル・マナジメント・プランニング・グループ） 作成：MMPG医療・福祉・介護経営研究所

発行者：(株)ユアーズブレイン 広島市中区国泰寺町1-3-29MR Rデルタビル3F TEL:082-243-7331

平成29年12月13日 社会保障審議会介護給付費分科会（第156回）

- ① 平成30年度介護報酬改定に向けて（審議報告のとりまとめに向けて）
 - I 平成30年度介護報酬改定に係る基本的な考え方
 - II 平成30年度介護報酬改定の基本的な考え方とその対応
 - III 各サービスの報酬・基準に係る見直しの基本的な方向
 - IV 今後の課題
- ② 平成30年度介護報酬改定に関する審議報告[確定版]
(12月18日厚労省HP掲載)

【詳細】

①平成30年度介護報酬改定に向けて（審議報告のとりまとめに向けて）

厚生労働省は、12月13日に開かれた社会保障審議会介護給付費分科会の第156回会合に、審議報告案の修正案を示した。前回第155回会合に示した案に、委員からの意見等を踏まえた修正を加えたもので、おおむね了承された。

修正案は、本文部分は細かな文言の修正等にとどまっているが、「IV今後の課題」について大幅に加筆している。ここでは、002号で紹介できなかった「I」および「IV」について紹介する。

I 平成30年度介護報酬改定に係る基本的な考え方

(1) 基本認識

- ①2025年に向けて地域包括ケアシステムの推進が求められる中での改定
- ②自立支援・重度化防止の取組が求められる中での改定
- ③一億総活躍社会の実現、介護離職ゼロに向けた取り組みが進められる中での改定
- ④制度の安定性・持続可能性が求められる中での改定

(2) 平成30年度介護報酬改定の基本的な考え方

- ①地域包括ケアシステムの推進
- ②自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現
- ③多様な人材の確保と生産性の向上
- ④介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保

IV 今後の課題

- ▽訪問介護について、今回の見直しが、①要介護者の生活や人材確保、介護職員の働き方にどのような影響を与えたのか、②サービスの質が維持されているか、③サービスを必要とする方に必要なサービスが適切に提供されているか。④地域ケア会議等におけるケアプランの検証の実態がどのようになっているか。⑤有料老人ホームなどの集合住宅へのサービス提供に係る効率性がどのようになっているか——などを検証すべき。併せて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の同一建物等居住者へのサービス提供に係る報酬の見直しについても、見直すべき点がないか検討すべき。
- ▽ケアマネジメントの公正中立性の確保については、今回は、契約時の説明事項の追加や、特定事業所集中減算の見直しを行ったが、これらに加えて、公正中立性を確保するための取り組みを引き続き検討すべき。また、ケアマネジメントの適正化や質の向上を判断するための指標のあり方についても検討すべき。
- ▽今回の介護報酬改定で基準等を設定する共生型サービスについて、共生型サービスを含む介護サービス事業所が、利用者が社会に参加・貢献する取り組みを後押しするための方策について、運営基準や評価のあり方等を含め、引き続き検討すべき。
- ▽介護サービスの質の評価・自立支援に向けた事業者へのインセンティブについては、2020年度の本格運用開始を目指すこととされているデータベースの構築により、介護の取り組みとそのアウトカムの関連の分析等を加速し、さらなるエビデンスを集積して、科学的な効果が裏付けられたものを介護報酬上で評価することを検討すべき。
- ▽外部のリハビリ専門職等との連携について、実施状況を把握し、その効果を検証すべき。
- ▽介護人材の確保については、介護ロボットの幅広い活用に向けて、安全性の確保や介護職員の負担軽減・効率的な配置の観点も含めた効果実証や効果的な活用方法の検討を進めるべき。AIやICTなど最新技術は、介護人材の確保だけでなく質の向上にも資する可能性があり、安全性や質の確保の検証を前提に、効果的な活用について検討すべき。
- これに加え、介護職員処遇改善加算の在り方については、平成29年度介護従事者処遇状況等調査により平成29年度介護報酬改定で措置した月額1万円相当による実際の賃金改善効果を適切に把握し、対象職員や対象費用の範囲を含め引き続き検討していくべき。
- ▽訪問介護のサービス提供責任者の任用要件や居宅介護支援事業所の管理者要件の見直しについては、人材確保の状況について検証すべき。
- ▽新たに創設される介護医療院については、サービス提供の実態や介護療養型医療施設、医療療養病床からの転換状況を把握した上で、円滑な転換の促進と介護保険財政に与える影響の両面から、どのような対応を図ることが適当なのかを検討すべき。
- ▽介護保険施設のリスクマネジメントについては身体的拘束等への対応を充実させたが、今後、その実態を把握したうえで、介護事故予防ガイドライン等も参考に、運営基準や介護報酬上どのような対応を図るべきかを検討すべき。
- ▽基準費用額については、今回は見直しを行わなかったが、介護事業経営実態調査で実態を把握したうえで、消費税率の引上げへの対応も含め、どのような対応を図ることが適当なのかを検討すべき。地域区分についても、引き続き検討すべき。
- ▽地域包括ケアシステムの推進について、医療と介護の役割分担と連携、住宅施策など他

の関連施策との連携、高齢者の居場所の確保や引きこもり予防なども含めた健康寿命延伸のための取り組み、今後増えていくことが見込まれる認知症の人への対応のあり方を含め、都市部や中山間地域等のいかににかかわらず、本人の希望する場所で、その状態に応じたサービスを受けることができるようにする観点から、どのような対応を図ることが適当なのか、引き続き検討すべき。

▽介護サービスの適正化や重点化については、介護保険制度の安定性・持続可能性を高める観点から、サービス提供の実態や利用者に与える影響などを十分に踏まえながら、きめ細かく対応していくことを、引き続き検討していくべき。また、利用者のわかりやすさという観点や介護サービス事業所の事務負担軽減の観点から、報酬体系の簡素化について、引き続き検討すべき。

委員からは評価の声

審議報告案について、委員からは評価する意見が多く上がった。

武久洋三委員（日本慢性期医療協会会長）は「審議報告案は、近年にない総括的ないい案だ」と評価。

鈴木邦彦委員（日本医師会常任理事）は、「介護ロボット等の介護機器の取り扱いについて、医療機器のように保険収載の仕組みを取り入れるべき。物のコストが人の処遇を圧迫することがないように配慮する必要がある」と指摘したほか、「地域包括ケアシステムの構築はまちづくり」だとし、行政と医師会が車の両輪となり、さらに医師会が多職種連携のまとめ役となることが求められるとした。

本多伸行委員（健康保険組合連合会理事）は「平成30年度改定へ向けた議論は、これまでどおりの介護サービスを前提としたものに終始していた。中身も加算、拡充という要素が多く、個人的には『この程度の見直しでいいのか』という思いだ。当面の介護サービスの必要性は十分理解しているが、財源が確保されないなかで、目先の維持・拡充を続けていけば、制度を持続することは困難。次回改定に際しては、効果的・効率的な制度のあり方を十分に議論したうえで、介護給付費分科会の議論を進めてもらいたい」と求めた。

小原秀和委員（日本介護支援専門員協会副会長）は、「今後、わかりやすい制度・仕組みにしていくことが重要なのではないかと述べた。

②平成30年度介護報酬改定に関する審議報告[確定版] (12月18日厚労省HP掲載)

審議報告案については、若干の文言修正（技術的な精査）を行ったうえで、確定版を厚生労働省のホームページに掲載するとされ、12月18日に同省ホームページに掲載された。

◆掲載先URL (<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000188370.html>)

【今後の予定】

日程未定 第157回 社会保障審議会介護給付費分科会